

地域防災計画、避難計画の実効性の向上

原子力災害対策指針の改正を含めて、平成29年度に改正予定

【Plan】

- 地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正(H27.8.24)
- 社会福祉施設、医療機関等の避難計画策定

計画策定(※)
(平成27年度修正)

平成29年度分の
修正に反映

【Action】

- 計画の見直し
 - ①被ばく医療体制の見直し
 - ②訓練の実施、検証結果に伴う修正部分



訓練記録



訓練記録DVD

【Do】

- 原子力防災訓練(11.14、19)
 - ①避難実施状況の情報収集及び住民への情報発信機能の検証
 - ②新たに整備する大型車両除染用資機材等の検証
 - ③避難行動要支援者(障がい者)避難に係る検証
 - ④実動機関との連携
 - ⑤住民や外国人等へのわかりやすい広報の実施

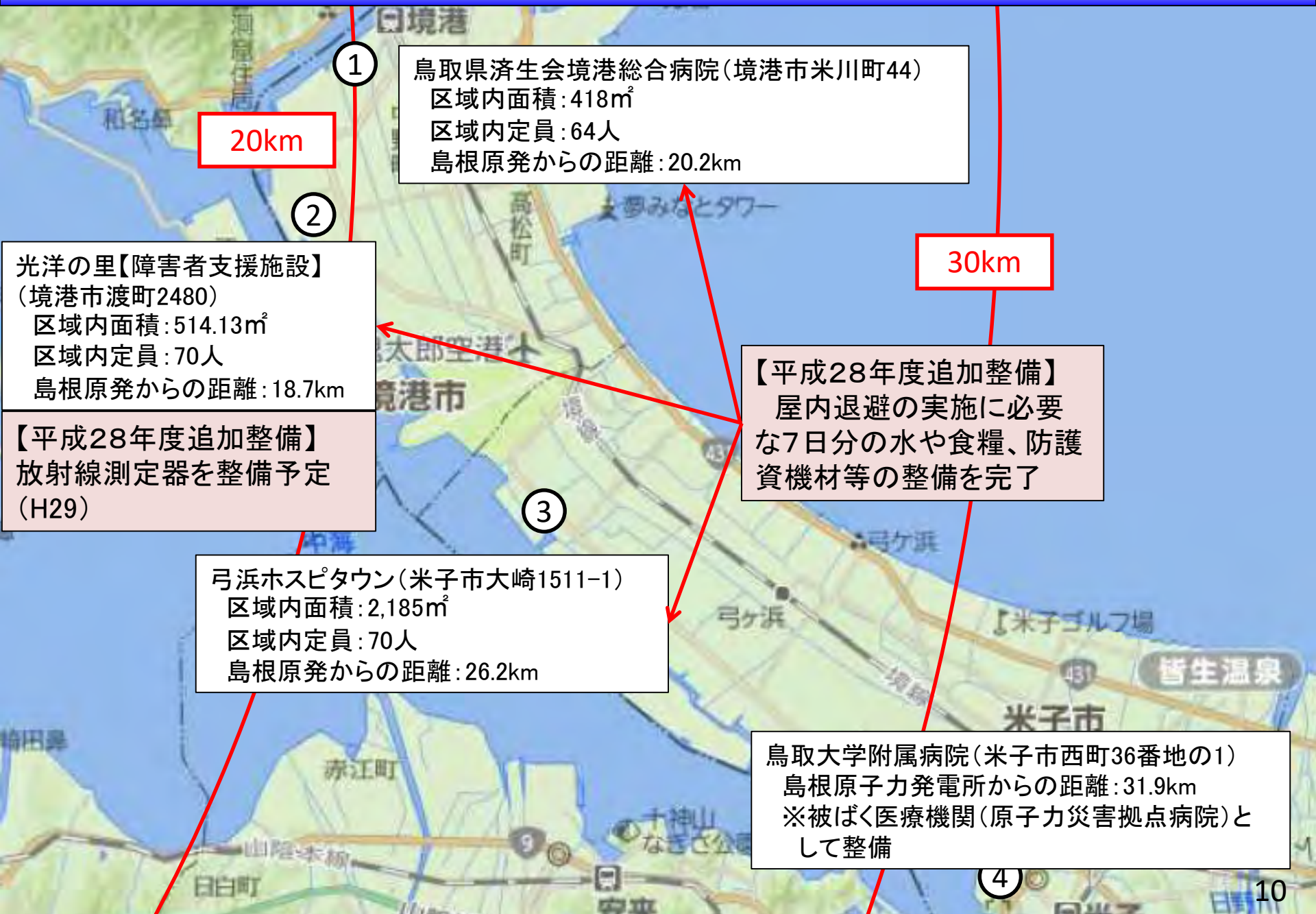
平成27年度修正
計画の検証(※)

※細部マニュアル等については、新たな事項を反映し、それに基づき検証を実施

【Check】

- 原子力防災訓練等の検証
- 原子力安全顧問等の意見の反映
- 住民からの意見(パブリックコメント等)

4 放射線防護対策の実施



①

鳥取県済生会境港総合病院(境港市米川町44)
区域内面積:418㎡
区域内定員:64人
島根原発からの距離:20.2km

20km

②

光洋の里【障害者支援施設】
(境港市渡町2480)
区域内面積:514.13㎡
区域内定員:70人
島根原発からの距離:18.7km

30km

【平成28年度追加整備】
屋内退避の実施に必要な
7日分の水や食糧、防護
資機材等の整備を完了

【平成28年度追加整備】
放射線測定器を整備予定
(H29)

③

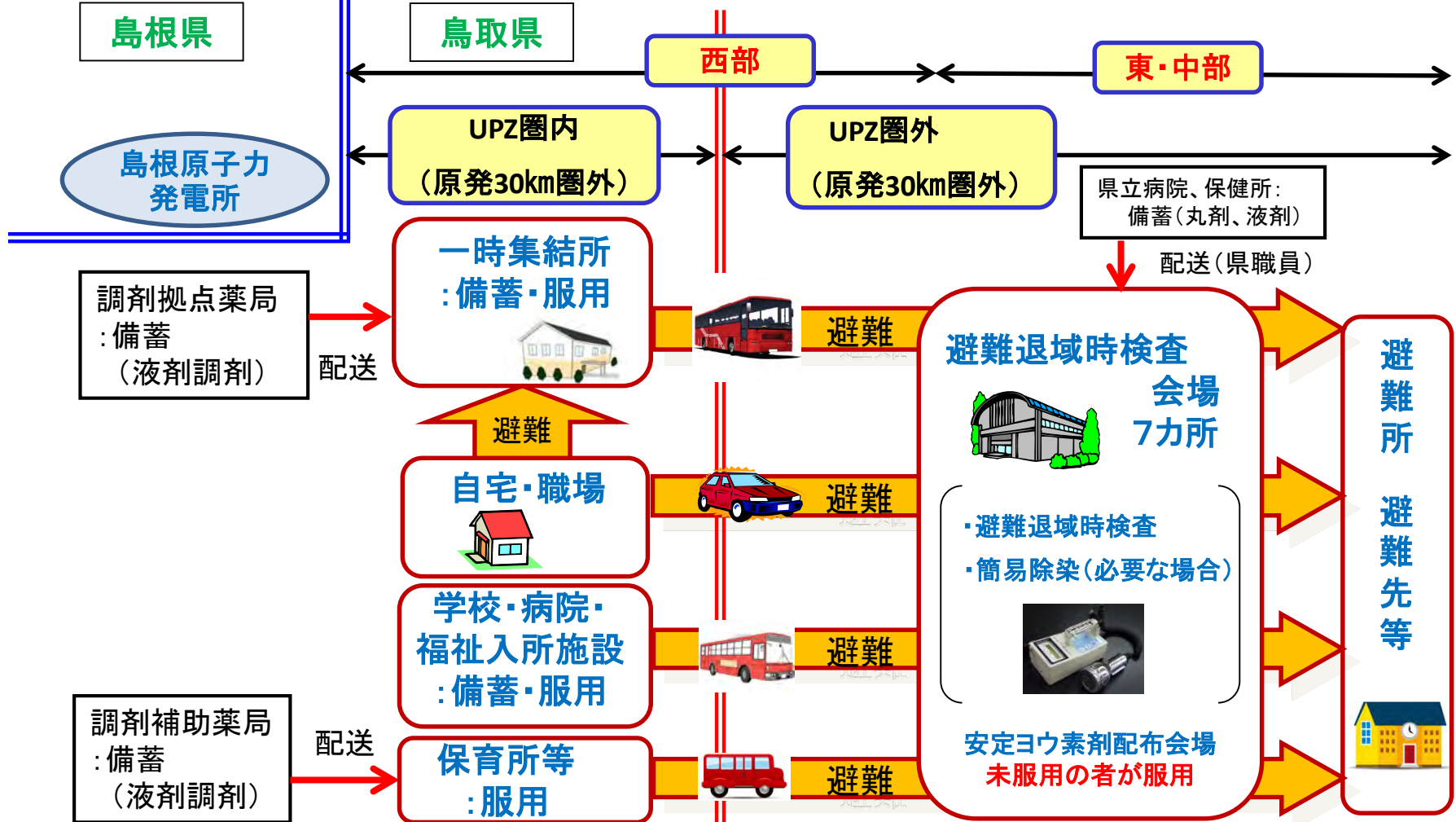
弓浜ホスピタウン(米子市大崎1511-1)
区域内面積:2,185㎡
区域内定員:70人
島根原発からの距離:26.2km

鳥取大学附属病院(米子市西町36番地の1)
島根原子力発電所からの距離:31.9km
※被ばく医療機関(原子力災害拠点病院)と
して整備

④

5 安定ヨウ素剤の備蓄及び服用体制

地域住民の全人口の2～3日分を一時集結所等に備蓄。さらに児童生徒用を小中学校に備蓄。なお、平成28年度より小児用ゼリー剤の備蓄を開始。



- ・ 米子市(UPZ圏内)・境港市の各一時集結所(公立学校、公民館等)に、住民用の安定ヨウ素剤を備蓄。
- ・ 学校(住民分のほか児童・生徒分)、福祉入所施設、病院、調剤拠点薬局等、各保健所(避難退域時検査会場分等)にもそれぞれ備蓄。
- ・ 幼児・児童・生徒の保育所・学校からの避難(平日の昼間)について、**基本は、保護者の引取り及び家族等と一緒に避難**である。
- ・ **服用は、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部(本部長:内閣総理大臣)又は地方公共団体の指示により行う。**

6 原子力災害時の医療体制

原子力災害時においても、医療提供体制等を確保するとともに汚染の疑いのある傷病者に対して、応急処置や治療、放射性物質の汚染状況の検査等を行います。

鳥取県内では、その機関の役割及び専門性に応じて初期・二次被ばく医療機関を指定し、緊急時の医療体制を確保しています。（高度被ばく医療センターは国により指定）

＜本県の被ばく医療体制＞

区分	指定病院等
初期被ばく医療機関	14病院（境港総合病院、県立厚生病院、鳥取赤十字病院等）
二次被ばく医療機関	2病院（鳥大附属病院、県立中央病院）※ホールディングス整備
高度被ばく医療センター	1機関（広島大）

なお、原子力災害対策指針の改正に伴い、今後、原子力災害拠点病院等の指定を行っていく。

